

日本ソフトパラフェンシング協会 定款

第1章 名称及び事務所

第1条 この団体は、日本ソフトパラフェンシング協会といい、協会所在地は会長の所属する機関とし、事務局所在地は、会長が定めた場所に設置する。

第2章 目的及び事業

第2条 この団体は、復興五輪の理念を持つ東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして開発したソフトパラフェンシングの普及を通じ、パラフェンシングの普及につなげるとともに、SDGsの理解や共生社会の実現を目指すことを目的とする。

第3条 この団体は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. ソフトパラフェンシングの普及・促進
2. 日本パラフェンシング協会との連携
3. 東京2020パラボランティア同窓会の開催
4. その他この団体の目的達成に必要な事業

第3章 会員及び組織

第4条 この団体の会員は、団体の目的に賛同する者をもって組織する。

第5条 この団体に、専門分科会及び支部をおくことができる。

第4章 役員

第6条 この会に、次の役員をおく。

会長、理事長、理事（10名以内）、監事

第7条 役員任期は特に定めない。役員の変更については理事会で検討し、総会で議決する。

第5章 会議

第8条 この団体の会議は、総会、理事会とする。

第9条 総会は全ての役員をもって構成し、毎年1回以上会長が召集する。役員半数の出席者をもって成立する。総会は、出席者の過半数をもって議決する。

第10条 理事は理事会を構成する。理事会は必要に応じ理事長が招集し、団体の企画運営に関する事項等、定款に基づいて職務を執行する。

第6章 事業年度

第11条 この団体の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 会計

第12条 この会の経費は、次の収入による。

1. 事業収入
2. 助成金
3. 寄附金
4. その他

第13条 この団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。なお、会計業務は、事務局長が行うものとする。

第8章 事業報告および決算

第14条 この団体の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、事務局長兼任理事が作成し、監事の監査を受けた上で、総会にて承認を得る。

第9章 設立時の役員

第15条 この団体の設立時の役員は次のとおりとする。

会 長：馬場宏輝（帝京平成大学）

理事長：遠藤隆志（植草学園大学）

事務局長兼任理事：藤森孝幸（敬愛大学）

理 事：鈴木恵（植草学園大学）、小枝亜耶乃（敬愛大学）、澤田佳穂・加茂春奈・逢坂幸那（千葉大学）、日置理子・廣瀬莉奈（帝京平成大学）

監 事：下永田修二（千葉大学）

第10章 附 則

第16条 この団体の運営のための細則は、別に定めることができる。

第17条 この会則は、2022年8月29日より実施する。